

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則	一	〇 右 同	一〇
〇 身体障害者関係医師の指定	一	〇 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海の環境の保全に関する奈良県計画の変更	一一
〇 救急病院の認定	二	〇 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告	一五
〇 特定計量器の定期検査の実施	二	〇 公共測量の実施の通知	一六
〇 指定居宅サービス事業者からの事業所の変更等の届出	四	〇 開発行為に関する工事の完了	一六
〇 指定居宅介護支援事業者からの事業所の変更等の届出	七	〇 右 同	一六
〇 特定非営利活動法人の設立の認証	一〇	〇 公安委員会告示	一七
		〇 運転免許取得者教育を行う者からの名称変更の届出	一七

規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月三日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

固定資産評価審議会の委員

日額 一一、〇〇〇円

を

固定資産
住民基
システ

産評価審議会の委員

日額 一一、〇〇〇円

本台帳ネットワーク △審議会の委員

日額 一一、〇〇〇円

に改める。

附則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

告示

奈良県告示第二百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
相良洋三	吉野町国民健康保	吉野郡吉野町大字	外科（直腸機能	平成十四年

<p>奈良県告示第二百二十七号 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。 平成十四年八月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		<p>三好和裕</p>	<p>生駒総合病院</p>	<p>生駒市山崎新町二番一〇号</p>	<p>外科（直腸機能障害、小腸機能障害）</p>	<p>平成十四年七月十七日</p>				
		<p>辰巳満俊</p>	<p>田北病院</p>	<p>大和郡山市城南町二番一三号</p>	<p>外科（直腸機能障害、小腸機能障害）</p>	<p>平成十四年七月十七日</p>				
<p>奈良県告示第二百二十八号 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。 平成十四年八月二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>		<p>西の京病院</p>	<p>奈良市六条町一〇二の一</p>	<p>平成十七年七月三十一日</p>	<p>認定が効力を有する期限</p>					
		<p>名 称</p>	<p>所 在 地</p>	<p>認定が効力を有する期限</p>						
<p>電気式ばかり以外の特定計量器</p>		<p>御杖村</p>	<p>榛原町</p>	<p>大宇陀町</p>	<p>菟田野町</p>	<p>室生村</p>	<p>曾爾村</p>	<p>御杖村</p>	<p>電気式ばかり</p>	<p>区 分 区 域</p>
<p>九月三日（火）</p>	<p>午後十時から</p>	<p>九月二日（月）</p>	<p>九月二十五日（水）</p>	<p>九月二十四日（火）</p>	<p>九月十八日（水）</p>	<p>九月十三日（金）</p>	<p>九月九日（月）</p>	<p>九月五日（木）</p>	<p>九月三日（火）</p>	<p>月日（曜日）</p>
<p>午後一時から午後二時まで</p>	<p>御杖村開発センター</p>	<p>正午まで</p>	<p>午後三時から午後十時まで</p>		<p>午後三時から午後十時まで</p>	<p>午後三時から午後十時まで</p>	<p>午後三時から午後十時まで</p>	<p>午後三時から午後十時まで</p>	<p>午後三時から午後十時まで</p>	<p>時 間</p>
<p>土屋原公民館</p>	<p>神末中央集落センター</p>	<p>電気式ばかりの所在場所</p>		<p>電気式ばかりの所在場所</p>		<p>電気式ばかりの所在場所</p>		<p>電気式ばかりの所在場所</p>		<p>場 所</p>

大宇陀町	九月十九日(木)	午前十時から 午前十一時三十分まで	野依ふれあいの館
菟田野町	九月十二日(木)	午後一時から 午後二時まで 正午まで	菟田野町農林センター
室生村	九月十日(火)	午後一時三十分から 午後三時まで 正午まで	奈良県農業協同組合室生支店
室生村	九月九日(月)	午前十時から 正午まで	奈良県農業協同組合宇陀東里支店
曾爾村	九月五日(木)	午前十時から 正午まで	下曾爾集荷場
曾爾村	九月四日(水)	午後一時から 午後二時まで 正午まで	曾爾村児童館
曾爾村	九月四日(水)	午前十時から 正午まで	曾爾村山村振興センター

<p>備考</p> <p>表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター(奈良市柏木町一二九番地一)において行う。</p>			
榛原町	九月二十六日(木)	午後一時から 午後三時まで 正午まで	奈良県農業協同組合内牧支店
榛原町	九月二十七日(金)	午前十時から 午前十一時三十分まで	奈良県農業協同組合伊那支店
榛原町	九月二十日(金)	午後一時から 午後三時まで 正午まで	大宇陀町中央公民館
榛原町	九月二十日(金)	午後一時から 午後二時まで	奈良県農業協同組合上電門支店
榛原町	九月二十日(金)	午後三時から 午後四時まで	大宇陀町中央公民館

公 告

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更及び廃止した旨の届出がありました。

平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更

指定居宅サービス事業者の氏名又は名称	指定居宅サービス事業者の住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
有限会社キョウワ	京都府相楽郡木津町市坂向山七八	訪問介護	(変更前) ハームニ イケア サービス (変更後) ハームニ イケアサ ービス	(変更前) 奈良市花 芝三〇 (変更後) 奈良市西 木辻町一 一九一四 一〇二	平成十 四年四 月一日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町二〇	訪問介護	岡谷会ホ ームヘル プステー ション	(変更前) 奈良市西 木辻町二 〇〇 (変更後) 奈良市西 木辻町二	平成十 四年四 月一日
田原本町	磯城郡田原本町八九〇一	訪問介護	(変更前) 田原本町 居宅介護 支援事業 所 (変更後) 田原本町 ヘルパー ステーション	(変更前) 磯城郡田 原本町八 九〇一 (変更後) 磯城郡田 原本町阪 手三四八 一	平成十 四年四 月一日
社会福祉法人 十津川村社会 福祉協議会	吉野郡十津川村小原 二二五一一	訪問介護	社会福祉 法人十津 川村社会 福祉協議 会	(変更前) 吉野郡十 津川村小 原二二五 一一 (変更後) 吉野郡十 津川村猿 飼三〇八 一一	平成十 四年四 月一日
社会福祉法人 川上村社会福 祉協議会	吉野郡川上村迫五九 〇一一	訪問介護	社会福祉 法人川上 村社会福 祉協議会	(変更前) 吉野郡川 上村迫一 三三五一	平成十 四年四 月一日
〇〇一二 七 新谷 ビル二階					

医療法人健和	医療法人健生	医療法人岡谷						
天理市中之庄町四七	大和高田市日之出町 二一八	奈良市西木辻町二〇 〇番地						
通所リハビリ	通所リハビリテーション	訪問看護						
(変更前)	日の出診療所	岡谷病院 訪問看護 ステーションぬくもりポータル						問看護ステーションサクライ
天理市中	(変更後) 大和高田市日之出町一一六	(変更前) 奈良市西木辻八軒町一〇一四上嶋第二ビル二〇一 (変更後) 奈良市西木辻町二〇〇番地						
平成十	四年七月一日	平成十 四年四月十五日						

有限会社まこころ	株式会社ニチイ学館	有限会社安井医療福祉センター	指定居宅サービス事業者の氏名又は名称	〇	会
奈良市京終地方東側	東京都千代田区神田 駿河台二一九	橿原市高蒲町二一一 八一二	指定居宅サービス事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅サービスの種類	リテーション 短期入所療養介護	
まこころ	アイリスケアセンター登美ヶ丘	安井医療福祉センター高田	事業所の名称	老人保健施設ならふくじゅ荘 (変更後) 介護老人保健施設ならふくじゅ荘	
奈良市京	奈良市登美ヶ丘四一四一四イヌイビル二階	大和高田市神楽三〇サンプラザ神楽五二二	事業所の所在地	之庄町四九三一	
平成十	平成十三年十一月三十日	平成十四年四月十五日	廃止年月日	四年七月一日	

奈良市	医療法人社団 谷掛整形外科 診療所	奈良市神殿町六四四 一	訪問看護	医療法人 健和会天 理訪問看 護ステー ションひ まわり	奈良市神 殿町六四 四一	平成十 四年五 月三十 一日
斑鳩町	生駒郡斑鳩町法隆寺 西三一七一―二	訪問看護	斑鳩町訪 問看護ス テーショ ン	生駒郡斑 鳩町法隆 寺西三一 八―八	平成十 四年三 月三十 一日	
便長浜運送	町四一七 ローレル コート奈良南六〇二	訪問看護	介護サー ビス	終地方東 側町四一 七 ロー レルコー ト奈良南 六〇二	四年四 月十五 日	
奈良市	奈良市二条大路南一 一―一	通所介護	デイサー ビスセン イド	奈良市古 市町一八	平成十 四年三	

奈良市	医療法人岡谷 会	奈良市西木辻町二〇 番地	通所リハビ リテーショ ン	医療法人 岡谷会せ いび診療 所	奈良市西 木辻町二 〇七	平成十 四年六 月一日
奈良市	株式会社シテ イー・ブラン ナー	大和郡山市外川町二 三一―	痴呆対応型 共同生活介 護	フレンド 郡山	大和郡山 市南郡山 町二二二 一―	平成十 三年八 月三十 一日
奈良市	有限会社ひな たぼっこ	五條市今井三一六― 四九	福祉用具貸 与	ひなたぼ っこ	五條市今 井三一六 一四九	平成十 三年十 二月三 十一日
奈良市	株式会社秦タ ンス家具本店	吉野郡吉野町上市三 一九	福祉用具貸 与	秦タンス ・ホーム ケアショ ップ	吉野郡吉 野町檜井 四九四― 一	平成十 四年六 月一日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支

援事業者から次のとおり変更及び廃止した旨の届出がありました。
平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更		指定居宅介護 支援事業者の 名称	指定居宅介護支援事 業者の主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月 日
医療法人岡谷 会	○ 奈良市西木辻町二〇	財団法人信貴 山病院	(変更前) 生駒郡三郷町勢野二 一三八―二 (変更後) 生駒郡三郷町勢野北 四―一三一―一	ハローケア訪 問看護ステー ションしぎさ ん	(変更前) 生駒郡三郷町勢 野二―三三八―二 (変更後) 生駒郡三郷町勢 野北四―一三一―	平成十四 年三月一 日
医療法人岡谷 会	○ 奈良市西木辻町二〇	財団法人信貴 山病院	(変更前) 生駒郡三郷町勢野二 一三八―二 (変更後) 生駒郡三郷町勢野北 四―一三一―一	ハートランド しぎさん三郷 町在宅介護支 援センター	(変更前) 生駒郡三郷町勢 野二―三三八―二 (変更後) 生駒郡三郷町勢 野北四―一三一―	平成十四 年三月一 日
社会福祉法人 川上村社会福 祉協議会	○ 吉野郡川上村迫五九 〇―一	医療法人拓生 会	奈良市今小路町二 一	(変更前) 田原本町居宅 介護事業所「 すいせん」	(変更前) 奈良市今小路町 四	平成十三 年九月一 日
社会福祉法人 川上村社会福 祉協議会	○ 吉野郡川上村迫 一三三五―一七 (変更後)	田原本町	磯城郡田原本町八九 〇―一	(変更前) 田原本町訪問 看護ステーシ ョン居宅介護 事業所 (変更後)	磯城郡田原本町 阪手三四八―一	平成十四 年四月一 日
社会福祉法人 川上村社会福 祉協議会	○ 吉野郡川上村迫 一三三五―一七 (変更後)	田原本町	磯城郡田原本町八九 〇―一	(変更前) 田原本町訪問 看護ステーシ ョン居宅介護 事業所 (変更後)	市西木辻町二〇 〇―二七 新谷 ビル二階	平成十四 年四月一 日

医院	瀬一三	医院賀名生居宅介護支援事業所	屋那瀬一三	年三月十五日
有限会社トモエメディカ	香芝市西真美三一一四一七	トモエ薬局	香芝市真美ヶ丘五一一二七	平成十四年三月二十日
田原本町	磯城郡田原本町八九〇一一	田原本町居宅介護支援事業所	磯城郡田原本町八九〇一一	平成十四年四月一日
株式会社シテイー・プランナー	大和郡山市外川町二三一	フレンド奈良ステーション	奈良市三条大路五一一一六一	平成十三年十二月三十一日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町二〇〇	医療法人岡谷会せいび診療所	奈良市西木辻町二〇七	平成十四年六月一日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十四年八月二日

- 一 申請のあった年月日
平成十四年七月五日
奈良県知事 柿本善也
- 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本文化普及協会

- 三 代表者の氏名
川内 登久子
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市大宮町六丁目九番一号 新大宮ビル四階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国内外の人々に対し、日本の民族衣装たる着物の研究・教育・伝承を通じて、わが国及び国際社会において、「着物文化」及びその背後にある「和の文化」と「和の心」の復興に寄与することで、日本及び国際社会において文化振興、国際協力の促進等の公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十四年七月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域創造政策研究センター
- 三 代表者の氏名
川村 創
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市学園緑ヶ丘一丁目一六番一四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域創造に興味をもつ、あるいは地域創造に携わっている市民と研究者が、主体性をもって共働し、地域創造に関する政策の研究・提言を行うとともに、地域創造に関する計画立案・指導及び人材の育成を行い、さらに地域創造に関する大学・学会の諸活動の支援を行い、奈良並びに全国各地域の発展に貢献することを目的とする。

とする。

平成九年九月十六日付けで公告した瀬戸内海環境の保全に関する奈良県計画を変更したので、次のとおり公告します。

平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

瀬戸内海環境の保全に関する奈良県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条の規定により、奈良県の区域（同法第五条第一項に規定する関係府県の区域のうち奈良県の区域をいう。）において、瀬戸内海環境の保全に実施すべき施策について定めたものである。

第一 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立つて、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域において瀬戸内海環境の保全に実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者更には広く県民に対し、瀬戸内海環境保全の推進に対する一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第二 計画の目標

瀬戸内海環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標に基づきこの計画の目標を次のとおり定める。

- 1 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

- 2 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目的とすること。
- 3 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- 4 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着していないこと。

第三 目標達成のため講ずる施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること、また、達成されているものについてはその状態を維持することを目的に、瀬戸内海環境の保全に実施する施策は、次のとおりとする。

- 一 水質汚濁の防止
- 1 水質総量規制制度等の実施

広域的閉鎖水域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが必要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、総量削減基本方針に定められた平成十六年度における化学的酸素要求量（COD）の削減目標量二十二t/日、窒素の削減目標量十五t/日、りん（リン）の削減目標量一・二t/日を達成するため、発生源別削減目標量を表一のとおりとした化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（奈良県）を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

表一 発生源別削減目標量（単位 t/日）

生活排水	COD	窒素	りん
一五		七	〇・七

	産業排水		
	その他		
計	二二二	一五	一・二二
	五	二	〇・三
	二	六	〇・二

- (一) 生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式や地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設の整備を一層促進する。また、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。
 - (二) 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。
 - (三) 持続的養殖生産確保法に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びりんの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な処理に努める。
 - (四) 河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。
 - (五) 洗剤中のりんの削減及び使用量の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。
- 2 有害化学物質等の規制及び把握等
 特定施設を設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。
- 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に係る物質については、新設の工場及び事業場に対し、より厳しい基準を定め、これら物質の排出を極力抑制している

ところであり、この制度を適切に運用することにより、河川への流入を防止するものとする。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量の把握及び管理を促進するものとする。

3 その他の措置

水質汚濁の防止のため、上記の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設を設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用、生活排水対策の計画的推進等により汚濁負荷量の低減を図り、また、有害化学物質による公共用水域の汚染を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況等の監視に努めるものとする。

また、公害防止施設を設置促進を図るため、奈良県公害防止施設整備資金融資制度により資金的な援助を実施する。

二 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

環境の保全を図るためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理防止に努めることが必要であるが、そのためには監視等の強化を図るとともに、廃棄物の再利用の促進及び要最終処分廃棄物を減少させるための処理施設の整備等総合施策を推進することとし、次の施策を積極的に実施するものとする。

1 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとする。

このため、本県では第三次奈良県産業廃棄物処理基本計画（平成十二年三月策定）に基づき、具体的な減量化目標値を設定するとともに、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進、環境に安全な廃棄物の処理の推進及び廃棄物処理施設の確保を図るものとする。

また、奈良県ごみ減量・資源化基本構想（平成六年一月策定）により、本県の

ごみ減量・資源化のための目標に向け、事業者、消費者及び行政の役割と責任を示し、リサイクル社会構築への取り組みを推進するものとする。

2 処理施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域の平成十一年度末ごみ処理施設の整備状況は、奈良市をはじめ三十五市町村でごみ処理施設二十四箇所（処理能力二千三百十t/日）、粗大ごみ処理施設十三箇所（処理能力三百六十六t/日）が整備されており、現在これらの施設により処理を行っている。

今後、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の整備を鋭意促進していく。

また、産業廃棄物については、排出事業所及び処分業者に対する監視をさらに徹底するとともに、第三次奈良県産業廃棄物処理基本計画に基づき、地方公共団体が関与する産業廃棄物処理施設の検討を図るものとする。

3 処分地の確保

本県の瀬戸内海関係区域においては、平成十一年度末において、一般廃棄物の最終処分場四箇所、処分業者の産業廃棄物の最終処分場十三箇所が確保されているが、一方、廃棄物の量は年々増大してきており、新たな処分地の確保は非常に重要な課題となっている。そのため、今後、廃棄物の再利用の促進及び最終処分を必要とする廃棄物を減少させるための処理施設の整備等の施策を推進するとともに、関係機関と協力して、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）を推進し、処分地の確保に努めるものとする。

三 健全な水循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

四 下水道等の整備の促進

1 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は極めて重要な施策である。

本県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成十二年度末において、奈良県浄化センターをはじめ十一箇所の終末処理場が稼働しており、処理区

域内人口八十二万九千人、人口普及率は五十九%となっている。

今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図る上で特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、下水道整備七箇年計画に基づき、現在実施中の大和川上流流域下水道事業及び吉野川流域下水道事業を積極的に促進するとともに、表二の市町村で流域関連公共下水道の整備を促進するものとする。

なお、高度処理の導入については、下水道の普及状況を勘案しつつその実施を図るものとする。

さらに、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、投資効果を十分に検討したうえで、改善を推進する。

表二 流域関連公共下水道事業計画市町村

区	分		市 町 村 名
	第一処理区	第二処理区	
大和川上流流域下水道	奈良市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 生駒市 香芝市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 広陵町	大和高田市 橿原市 御所市 香芝市 高取町 明日香村 新庄町 当麻町 上牧町 王寺町 広陵町 河合町	
			吉野川流域下水道 五條市 吉野町 大淀町 下市町

2 その他の生活排水処理施設の整備

地域の実情に応じ、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の整備を促進するとともに、新設の大規模な施設については、必要に応じ高度処理方法の導入を指導する。

本県の瀬戸内海関係区域においては、昭和六十三年より合併処理浄化槽設置整備事業に着手し、順次拡大を図りながら現在一市四町六村で事業を実施してい

る。また、平成六年度より新たに特定地域生活排水処理事業が実施され、平成十年度より一村がこの事業に着手している。今後は、他の地域においても、地域の特性を考慮し、事業を推進するものとする。

なお、浄化槽については、浄化槽法、建築基準法及び奈良県浄化槽取扱要項（昭和六十一年三月制定）に基づき、適正な設置及び維持管理の指導を強化するとともに、既設の単独処理浄化槽については合併処理方式への転換促進に努め、特に大規模浄化槽については、必要に応じ高度処理の導入を指導する。

さらに、平成十一年度末において、農業集落排水処理施設が一市二町三村（処理能力六百五十六㎥／日）、コミュニティ・プラントが二市町（処理能力四百二十九㎥／日）において整備されており、今後モ地域の特性を考慮し、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント等の整備を推進するものとする。

3 し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設の整備状況は、奈良市をはじめ十一市町村において整備されており、平成十一年度末におけるその処理能力は、十施設、六百六十四㎥／日である。

一方、現在、五市六町においてし尿処理施設の整備が進められており、今後モ必要に応じ施設の新設及び更新を行うとともに、積極的に高度処理施設の導入を促進するものとする。

五 河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる河床の汚泥の実態を把握するため、県内主要河川において底質調査を実施しているが、今後とも、水銀又はポリ塩化ビフェニル等の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進に努めるものとする。

六 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全については、本県の特性にかんがみ、瀬戸内海に流入する河川の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。このため公共用水域については、現在、水質汚濁に係る環境基準点を中心として、大和川水系をはじめとする瀬戸内海関係区域水域の六十五地点において水質汚濁防止法による測定計画に基づき、また、ダイオ

キシシン類についてはダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、関係機関の相互協力の下に常時監視に努めているところであるが、今後ともこれら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法、ダイオキシシン類対策特別措置法等に基づき工場及び事業場における排水基準の遵守のため、指導等に努めるとともに、総量規制制度の実施に伴い、指定地域内事業場における汚濁負荷量の的確な把握が必要であるため、監視測定施設、設備の整備の拡充並びに測定体制の充実を図る。

さらに、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素及びりん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図る。

また、水質等の保全のため、工場及び事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の整備を図るものとする。

七 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、保健環境研究センター、工業技術センター、畜産技術センター等で環境保全に資するための調査研究、技術開発を進めて来たところであるが、今後モ、河川汚濁機構解明調査、河川等における窒素・りん等の挙動調査研究、さらに総量規制に対応した汚水処理技術に関する研究、開発についても鋭意努めるものとする。

さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等の情報収集に努めるものとする。

八 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。

その実効を期するため、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、住民や民間団体の正しい理解と協力が不可欠である。

このため県民に対して、新聞、パンフレット、ホームページ等の広報手段を通じ、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、河川等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努め、また、下水道処理区域における水洗化の促進について啓発を図るものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、市町村、瀬戸内海環境保全協会等関係諸団体の協力を得るとともに、奈良県環境保全基金の活用を図り、その実効を挙げるよう努めるものとする。

九 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。

本県においては、環境保全活動を積極的に行っている民間団体や企業等によって構成された奈良県環境県民フォーラムにおいて、構成員が相互に意見交換を行い、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目指し、環境保全活動の手法を考え、行政、関係団体、企業と連携・協力して推進し、活動内容等を情報発信していくものとする。

また、環境アドバイザーの派遣、こどもエコクラブの普及促進により環境教育・環境学習の推進を図るものとする。

十 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努め、せとうちネットの活用等により情報の共有化を進めるものとする。

十一 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は十三府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

また、健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

十二 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、

財団法人国際エメックスセンターの活用、閉鎖性海域に関する国際会議等への積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第四 施策の実施上必要な事項

一 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策について積極的な推進を図るものとする。

二 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定めた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、効果的な実施を図るものとする。

三 関係機関等との連絡調整

この計画の推進を図るため、国及び関係市町村との連絡調整を図り、この諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたのでね次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 かしばファッションモール

所在地 香芝市畑三丁目八八七―一他

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 交通関係

営業時間中は駐車場出入口にガードマンを配置する等の安全対策をとり、駐車場所を十分に確保し付近道路上来客者及び従業員の自動車等を絶対駐車させないこと。

2 公害関係

環境保全に関する諸法令の規制基準値を遵守すること。

三 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間
平成十四年八月二日から同年九月二日まで

五 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、橿原市近鉄八木駅北土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。
平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 公共測量（基準点の座標変換作業）

二 測量の地域 橿原市近鉄八木駅北区域

三 測量の期間 平成十四年七月十八日から同月二十五日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成七年九月二十五日第五四一〇〇号

平成十三年五月十六日第五四一〇〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月二十四日第五六七七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月二十四日第三六七二号

三 開発区域に含まれる地域

宇陀郡菟田野町大字岩崎七三六番地ノ一、七三七番地、七三八番地、七三九番地の一部、七四〇番地の二の一部、七四〇番地の三の一部、七四

〇番地の四の一部、七四一番地ノ一の一部、七四一番地ノ三の一部、七四七番地の一部、七五五番地ノ一の一部及び七五五番地ノ三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇陀郡菟田野町大字松井四八六番地ノ一

菟田野町長 梅崎弘

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 宇陀郡菟田野町大字岩崎七三六番地ノ一、七三七番地、七三八番地、七三九番地、七四〇番地の一、七四〇番地の二、七四〇番地の三、七四〇番地の四、七四一番地ノ一、七四一番地ノ三、七四七番地、七五五番地ノ一及び七五五番地ノ三の各一部
下水道 宇陀郡菟田野町大字岩崎七三六番地ノ一、七三七番地、七三九番地、七四〇番地の二及び七四〇番地の三の各一部
水路 宇陀郡菟田野町大字岩崎七三六番地ノ一、七三七番地、七三八番地及び七三九番地の各一部

一 許可番号

平成十四年六月二十七日第七〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月二十五日第五六七八号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四五五番地ノ一、四五五番地ノ六及び四五五番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西井戸堂町三五七番地

中井澄雄

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十四年八月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十二年二月二十九日郡土第六三一四五号
 平成十三年六月二十日郡土第六三一四五一一号
 平成十三年十二月十日郡土第六三一四五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十二日郡土第三五二二号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月十二日郡土第一〇七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市有里町四八四番地ノ六、四八四番地ノ二二、四八四番地ノ二三、四八四番地
 ノ二七、四八四番地ノ二八及び四八四番地ノ二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杉ヶ町一七番地ノ三
 株式会社安芸総合開発 代表取締役 大野 晋

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第72号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次とおり運転免許取得者教育を行う者から名称の変更に
 ついて届出があったので、同規則第7条第2項の規定に基づき公示する。

平成14年8月2日

奈良県公安委員会
 委員長 西 口 廣 宗

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 252 430 780">代表者の氏名</td> <td data-bbox="300 780 430 1148">変更後の運転免許取得者教育を行う者の名称及び住所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 252 300 780">櫻 本 忠 明</td> <td data-bbox="138 252 300 780">株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 780 430 1148">変更後の運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地</td> <td data-bbox="300 1148 430 2158">吉野自動車学校 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地</td> </tr> </table>	代表者の氏名	変更後の運転免許取得者教育を行う者の名称及び住所	櫻 本 忠 明	株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地	変更後の運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	吉野自動車学校 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 1239 1421 1400">櫻 本 忠 明</td> <td data-bbox="1209 1400 1421 1767">株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地</td> <td data-bbox="1209 1767 1421 2158">FRONTIER21はいばら 奈良県宇陀郡榛原町大字長峯6 38番地の1</td> </tr> </table>	櫻 本 忠 明	株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地	FRONTIER21はいばら 奈良県宇陀郡榛原町大字長峯6 38番地の1
代表者の氏名	変更後の運転免許取得者教育を行う者の名称及び住所										
櫻 本 忠 明	株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地										
変更後の運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	吉野自動車学校 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地										
櫻 本 忠 明	株式会社アイン 奈良県吉野郡下市町大字新住1 68番地	FRONTIER21はいばら 奈良県宇陀郡榛原町大字長峯6 38番地の1									

【定価】 一か月 九百円 一部売り 一枚につき十二円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三條栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。